

第一回國會 厚生委員會會議錄第二十六号

昭和二十二年十月二十七日(月曜日)
午前十二時二十一分開議

出席委員

委員長 小野 孝君
理事 田中 松月君 理事 山崎 道子君
理事 飯村 泉君 理事 武田 千三君
理事 有田 二郎君 理事 大瀧 代司君
理事 德田 球一君
師岡 榮一君 岡田 直君
降旗 德弥君 花月 純誠君
大野 伴陸君 近藤 鶴代君
村上 清治君 野本 品吉君

出席政府委員

法制局長官 佐藤 達夫君
大藏事務官 河野 一之君

本日の會議に付した事件

國際電氣通信株式會社等の社員で公務員となつた者の在職年の計算に關する恩給法の特例等に關する法律案(内閣提出)(第四六號)
恩給法の一部を改正する法律案(内閣提出)(第六六號)

○小野委員長 これより會議を開きます。

恩給法の一部を改正する法律案、及び國際電氣通信株式會社等の社員で公務員となつた者の在職年の計算に關する恩給法の特例等に關する法律案を議題として審査を行います。まず政府側より提案の理由の説明を求めます。
佐藤政府委員。

恩給法の一部を改正する法律案
恩給法の一部を次のように改正す

「裁定官廳」を「裁定廳」に、「内閣恩給局長」を「總理廳恩給局長」に、「關係官廳」を「關係廳」に改める。

第十六條第三號中「國民學校、青年學校、幼稚園、盲學校、聾聵學校及國民學校ニ類スル各種學校」を「小學校、中學校、盲學校、聾聵學校、養護學校及幼稚園」に改め、「又ハ幼稚園」を削る。

第十八條第三項中「國民學校、青年學校、幼稚園、盲學校、聾聵學校及國民學校ニ類スル各種學校」を「小學校、中學校、盲學校、聾聵學校、養護學校及幼稚園」に改める。

第二十條第一項中「官ニ在ル者」を「官ニ在ル者又ハ國會職員」に改める。

第二十二條第一項中、「幼稚園」を削り、同條第二項中「官立」を「國立」に改め、「又ハ幼稚園」を削る。

第二十三條第二號を次のように改める。

二 衛視タル國會職員
同條に左の一號を加える。

五 經濟監視官補タル地方事務官
第二十五條第一號中「ニ在リテハ任官」を「ニシテ官吏タルモノニ在リテハ任官、其ノ他ノモノニ在リテハ任命」に改め、但書を削る。
第二十六條第一項第一號中「ニ在リテハ免官、退官又ハ失官」を「ニシテ官吏タルモノニ在リテハ免官、退官又ハ失官、其ノ他ノモノニ在リテハ免職、退職又ハ失職」に改め、但書を削り、同條第十項中「ニシテ官

吏タルモノを削る。

第四十條第一項中「第三十三條、第三十八條及前條を「前二條」に改める。

第四十九條第二項中「準文官及準教育職員」を「級別ノ定ナキ公務員ニ準スヘキ者に改める。

第五十一條第一項に左の二號を加える。

三 彈劾ニ關スル法令ノ適用ニ依リ退職シタルトキ
四 會計検査院検査官職務上ノ義務ニ違反スル事實ニ付會計検査院法第六條ノ規定ニ依リ退職シタルトキ

第五十九條第二項中「國民學校、青年學校、幼稚園、盲學校、聾聵學校及國民學校ニ類スル各種學校」を「小學校、中學校、盲學校、聾聵學校、養護學校及幼稚園」に改め、「又ハ幼稚園」を削る。

第六十二條第三項中「國民學校、青年學校、幼稚園、盲學校、聾聵學校又ハ國民學校ニ類スル各種學校」を「小學校、中學校、盲學校、聾聵學校、養護學校又ハ幼稚園」に改め、同條第四項中「中學校又ハ之ト同等以下ノ程度ノ學校を「高等學校又ハ之ニ類スル各種學校」に改め、同條第五項を削る。

別表第二號表及び第五號表乃至第八號表中「親任」を削る。

附則

第一條 この法律は、公布の日から、これを施行する。但し、第十

六條第三號、第十八條第三項、第二十二條、第五十九條第二項及び第六十二條第三項乃至第五項の改正規定は、昭和二十二年四月一日から、第二十三條第五號の改正規定は、同年五月二日から、第二十條第一項、第二十三條第二號、第二十五條、第二十六條、別表第二號表及び第五號表乃至第八號表の改正規定並びに附則第六條の規定は、同年五月三日から、これを適用する。

第二條 従前の規定による學校又は幼稚園の教育職員及び準教育職員については、第十六條第三號、第五十八條第三項、第二十二條、第五十九條第二項又は第六十二條第三項乃至第五項の改正規定にかかわらず、なお従前の例による。

第三條 第六十二條第三項又は第四項の改正規定の適用については、同條第三項の改正規定による勤務在職年には、従前の同項の規定による勤務在職年を含むものとする。

第四條 昭和二十二年五月二日において現に公務員たる者が、引き続き國會職員になつた場合には、これを勤務とみなす。

第五條 従前の親任官については、別表第二號表又は第五號表乃至第八號表の改正規定にかかわらず、なお従前の例による。

第六條 昭和二十二年法律第七十七號附則の一部を次のように改正する。

第九條を削除する。
第十條中「普通地方公共團體」の下に「又は特別區たる特別地方公共團體」を加える。

國際電氣通信株式會社等の社員で公務員となつた者の在職年の計算に關する恩給法の特例等に關する法律案

第一條 國際電氣通信株式會社又は日本電信電話株式會社の業務を政府に引き繼いだ時、現にこれらの會社の社員であつた者でその退職の際、退職についての給與を受ける權利を放棄して恩給法の公務員に就職した者に、恩給法を適用する場合には、公務員としての在職年の計算については、その在職年月數に社員に就職した月から公務員に就職した月の前月までの社員としての引き續いての在職年月數を加えたものによる。
前項の社員とは、同項に掲げる會社の職員による社員(準社員を除く。)をいう。
第二條 前條に掲げる會社は、政令の定めるところにより、同條の規定の適用を受ける社員が、當該會社の職員に就職した月から同條の規定による公務員に就職した月の前月までの期間、政府職員として在職し、同條の規定による公務員に就職した時退官したものとする

場合に、これらの者が受けるべき恩給その他の給與の額を参酌して大蔵大臣の定める金額を、國庫に納付しなければならぬ。

附則

この法律は、公布の日から、これを施行する。但し、第一條の規定は、國際電氣通信株式會社に係る部分は昭和二十二年五月二十五日から、日本電信電話工事株式會社に係る部分は昭和二十二年六月五日からこれを適用する。

○佐藤(達)政府委員 恩給法の一部を改正する法律案につきましてその提案の理由を御説明申し上げます。今回恩給法に改正を加えんといたしますのもなる點はおよそ五つにわけることができると存じます。ただこのいずれも他の法制の改革に伴つて所要の調整を加えようとするものでありまして、事例が割合にこまかくなつておるわけでございます。

第一點は、國會議員の恩給制度創設に關する改正であります。すなわち、國會議員の恩給につきましては、前議會におきまして、貴衆兩院事務局職員その他恩給法上の公務員であつた人々から、引續いて國會議員になりました者につきましてのみ従前の身分のまま動議するものとして、恩給法の規定を準用して、とりあえずその暫定的取扱いをなし、國會議員の一般的恩給制度につきましまして、その任用、給與その他の身分取扱の確立するのを待つて制定されることと相なつておつたのであります。その後國會議員法ができて、國會議員の任用制度、給與制度その他の身分取扱いは、一般政府職員と

ほぼその基準を同じくして確定するに至りましたので、國會議務當局と協議の上、國會議員につきましましては政府職員と同一恩給制度のもとにおいて、恩給を給することにしたしまして、監視たる國會議員は、これを恩給法上の警察監視職員として取扱ひ、その他の國會議員はこれを恩給法上の文官としたのであります。第二十條第一項及び第二十三條第二號の改正規定並びに改正法律附則第四條及び第六條前段がこれでありま。

次に第二點は、學校教育法の制定による學校教育制度の改革に伴う改正であります。すなわち現行恩給法におきましては、公立の國民學校、青年學校、幼稚園、盲學校、聾啞學校及び國民學校に類する各種學校の教育職員に關する恩給取扱ひにつきまして、種々の規定を設けておるものであります。先般學校教育法の制定によつて従前のこれらの學校は廢止せられ、これに代り新たな學校が設けられることになりましたので、これに應じて、新制の公立の小學校、中學校、盲學校、聾學校及び幼稚園の教育職員につきましましては、従前の國民學校、青年學校、幼稚園、盲學校、聾學校の教育職員と同様に扱ひました。また新制の公立の高等學校及びこれに類する各種學校の教育職員につきましましては、従前の公共の中學校の教育職員と恩給法と同様に取扱ひすることとしたのであります。第十六條第三號、第十八條第三項、第二十二條、第五十九條第二項及び第六十二條第三項ないし第五項の條文がそれによつて改訂する改正に當つておるのであります。

次に第三點は、經濟監視官補を警務監視職員として指定することに關する改正であります。經濟監視官補は來年五月警視廳及び道府縣に設置せられたのであります。その職務内容及び身分取扱ひに鑑みまして、恩給法上、一般巡查と同様に取扱ひ、警察監視職員として指定することとしたのであります。第二十三條第五號の改正がこれでありま。

次に第四點は、裁判官、検査官の懲戒的退職制度の制定に伴う改正であります。すなわち裁判官にして職務上の義務に著しく違背したものは職務を著しく怠り、その他職務の内外を問わず裁判官としての威信を著しく失ふべき非行があつたときには、この間こちらで成立せられた裁判官彈劾法により、彈劾裁判所に訴追せられ同裁判所の罷免裁判によつて退職せられることとなり、また會計検査官の検査官に關して、職務上の義務に違背し、會計検査院法第六條の規定により、他の検査官の合議によつて職務上の義務違反の事實があると決定され、かつ兩議院の議決があつたときは、退職せられることとなつたのであります。右のよう退職の場合には、一般懲戒處分による退職の場合と同様でございます。また、恩給受給資格を喪失せしむることとしたのであります。第五十一條の改正規定がこれでありま。

次に第五點であります。これはいろいろなものはいつております。たとえば官制の改正によりまして内閣恩給局というようものを總理府恩給局に直しますとか、その他こま／＼した所要の調整を加えておるわけでございます。條文で申しますと、第二十五條

の一號でありますとか、あるいは第二十六條でありますとか、第四十條の第一項でありますとか、あるいは第四十九條の第二項、その他別表、それから附則等に、これに關係する改正が加えられておるわけでありま。以上が本案を提出するに至りました理由でございます。何とぞよろしく御審議のほどをお願いいたします。

○河野(一)政府委員 國際電氣通信株式會社等の社員で公務員となつた者の在職年の計算に關する恩給法の特例等に關する法律案提出の理由の御説明を申し上げます。

このたび聯合國軍最高司令官より日本國政府に對する警書によりまして、國際電氣通信株式會社及び日本電信電話工事株式會社の通信業務を政府において引受けることとなりましたが、これに伴ひまして、これらの兩社が實施しておりました通信業務を行うのに必要となつた社員を、そのまゝ政府職員として採用する必要が起つたのであります。しかし政府の採用します兩社の職員については、従来の會社において在職した勤務年數に關する利益をそのまま留保させて、一般政府職員と同等の公正な待遇を與へる必要があると考へます。それで、兩社の職員で政府に採用した者のうち、恩給法上の公務員に該當する者で、會社退職のとき會社の一時退職金の支給を受ける權利を放棄した場合には、それらの者がさらに政府の公務員を退官した際、會社の職別上の社員としての在職年數を公務員としての在職年數に通算して恩給の計算をすることとし、恩給法上の特例の措置を設ける必要があるのであります。

なお退官手當につきましても同様の措置を要する次第であります。これは根據規定が政令に基く閣議決定によつておりますので、別途新たに閣議決定をいたすことと相なつておるのであります。なお右のような恩給法の特例等の措置に伴ひまして、政府としましては、これら給與支給のための見返り財源に相應するものとして、會社職員が會社において在職した年數について恩給金及び退官手當の相當財源額を會社から國庫に納付させる必要があり、これに關する措置をも併せ規定したのであります。この國庫納付金といつたしましては、この計算の方法等について目下研究しておりますが、大體千四百萬圓程度を豫定しておるのであります。以上の理由によりまして、この法律案を提出いたしました次第であります。何とぞ御審議の上速やかに御賛成あらんことを希望いたします。

○小野委員長 今回この恩給法關係の二つの法律案が提出されました。ましましてはこれを機會に恩給全般の問題について一／＼請願、陳情などの件もありまして、これらを併せて、恩給全般の問題についてこの委員會で活潑に審議をいたしたいと考へていたのであります。本日は政府側の方都合で、恩給全般の問題について質疑されても、ちよつと答辯できかねるようになつてございまして、そのことは次會に延ばしまして、きようは直接この二つの法律案に關する質疑だけに止めたいと思ひます。この二つの法律案につきまして、質疑があればお申し出願いたします。――それでは別にこの二つの法律案について、直接關連ある問題としては質疑もないよう

でございますから、直接この法案に關する質疑はないことにいたしました。次會に恩給關係全般の問題について審議いたすことにいたしたいと思ひます。つきましては政府の方では次會までにその御用意をお願いします。

○野本委員　ただいまの恩給に關する全般的審議をする上から、次の資料の提出をお願いしたいのであります。それは文官教職員等のいわゆる普通恩給の受給人員、支給金額、それからその年齢別の人員、支給金額別、これを大體で結構でありますから御提出をお願いしたい。それからすでになくなつておりますが、かつて軍人に對してどの程度の恩給が支給されておつたか、その支給人員、支給額、これらに關しての資料をお願いしたいのであります。が、委員長において適當にお取計らいをお願いしたいと思います。

○小野委員長　ただいま野本委員から御要求のありました資料はぜひおそろへ願ひたいと思ひます。なおそのほか恩給全般の問題について參考となるべき資料がありましたならば御提出をお願いしたいと思います。

午前十時三十七分散會

昭和二十二年十二月三十一日印刷

昭和二十二年十二月二十二日発行

衆議院事務局

印刷者 印刷局

第一類第七号

(六三八)